

就

学

援

助

費

令和6年度支給予定

支給費目	小学校	中学校
学用品・ 通学用品費	対象：全学年 支給額：上限13,900円（一括支給） その他：支給額は学年・認定開始日（取消日）により異なります（別表参照）。	対象：全学年 支給額：上限25,000円（一括支給） その他：支給額は学年・認定開始日（取消日）により異なります（別表参照）。
新入学 学用品費	対象：小1（4月認定者のみ） 支給額：57,060円 その他：入学前に54,060円の支給を受けた方は3,000円を差額支給	対象：中1（4月認定者のみ） 支給額：63,000円 その他：入学前に63,000円の支給を受けた方は対象外
校外活動費※	対象：実施学年 支給額：実費相当額（上限5万円） その他：遠足、移動教室等の行事終了後に支給	
修学旅行費※		対象：実施学年 支給額：実費相当額（上限7万円） その他：行事終了後に支給 中学校3年間で1回のみ支給
体育実技 用具費		対象：購入学年 支給額：実費相当額（上限4,300円） その他：柔道着及び剣道防具一式の購入費 中学校3年間で1回のみ支給
卒業記念 アルバム・文集代	対象：小6（3月認定者のみ） 支給額：実費相当額 その他：購入後に支給	対象：中3（3月認定者のみ） 支給額：実費相当額 その他：購入後に支給
学校給食費	対象：全学年 支給額：実費相当額 その他：小学校及び学校給食センターへの支払いを小平市教育委員会が負担	
医療費※	対象：全学年 支給額：医療機関での自己負担分を負担 その他： <u>受診前に医療券の申請が必要です</u> （対象疾病は別表参照）。	
通学費	対象：全学年（小・片道4km以上、中・片道6km以上） 支給額：実費相当額 その他：公共交通機関での通学費を支給。（特別支援学級は距離要件なし。）	
オンライン学習 通信費	対象：全学年 支給額：各学期に分けて支給（1学期5,833円、2学期4,667円、3学期3,500円） その他：以下の3つの要件を満たす場合のみ支給 ①小平市立学校に在学し、学校で1人1台端末の家庭への持ち帰りを行っている。 ②家庭に通信環境が無く、小平市から専用のモバイルルータ貸与を受けている。 ③各家庭でSIMカードを新たに契約し、貸与を受けたモバイルルータの使用を開始している。	

要保護認定（生活保護受給）の方は「※」のついた費目のみ就学援助の対象となります。

お問合せ先

〒187-8701 小平市小川町 2-1333

小平市教育委員会教育部学務課 学事保健担当 電話：042-346-9570（直通）

【別表】学用品費・通学用品費支給額一覧

認定開始日	学年	1学期支給額	2学期支給額	3学期支給額	支給時期
4～8月 (年間支給額を 1学期に一括支給) ※以下の方を除く	小1	11,630円	0円	0円	7月下旬 以降
	小2～6	13,900円	0円	0円	
	中1	22,730円	0円	0円	
	中2～3	25,000円	0円	0円	
4～6月が認定開始日で、 7月1日以前に認定取消と なった方 ※1学期分のみ支給	小1	4,845円	0円	0円	
	小2～6	5,790円	0円	0円	
	中1	9,470円	0円	0円	
	中2～3	10,415円	0円	0円	
9～12月 (2、3学期支給額を 2学期に一括支給)	小1	0円	6,785円	0円	9月下旬 以降
	小2～6	0円	8,110円	0円	
	中1	0円	13,260円	0円	
	中2～3	0円	14,585円	0円	
1～2月 (3学期分を支給)	小1	0円	0円	2,909円	1月下旬 以降
	小2～6	0円	0円	3,478円	
	中1	0円	0円	5,684円	
	中2～3	0円	0円	6,253円	

【別表】医療費対象疾病

トラコーマ/結膜炎/白せん(はたけ・たむし)/かいせん/のうかしん(とびひ)/中耳炎/
蓄膿症(慢性副鼻腔炎に限る)/アデノイド/う歯(虫歯の治療に限る。予防措置や衛生
指導は対象外)/寄生虫病(虫卵保有を含む)
医療機関受診前にお問合せ先窓口で医療券の発行を受けていることが要件となります。

注意事項

- 1 就学援助費は、7月以降、申請書指定口座に「コダイラシカイケイカンリシャ」名義で順次振り込みます。振込通知は行っておりませんので、適宜口座をご確認ください。
- 2 認定日以降の期間でお支払い済みの給食費がある場合、小平市立小学校は学校から、小平市立中学校は給食センターから返金されます。返金時期は小学校または給食センターへ直接お問い合わせください。
- 3 年度当初の結果通知は前々年中(令和4年分)の所得による審査結果となります。7月1日付で前年中(令和5年分)の所得に更新し再審査を行うため、4月に認定となっていた方も再審査の結果、7月1日付で否認定(認定取消)となる場合があります。
- 4 認定期間中であっても、家庭状況の変化、生活保護の廃止、児童扶養手当の廃止などによって就学援助の認定を取り消す場合があります。
- 5 小平市外から転入された方で、前住所地で就学援助を受けている方は重複とされない範囲での支給となります。
- 6 小平市外の国立、都立、市立小・中学校に在学している方は各学期の終了後に支給を行います。通学費の対象となる場合は、定期の写し、領収書を保管の上、お問合せ先までご連絡ください。